

滝川市スポーツセンター

冬期指定種目

滝川市スポーツ協会Tel 23―4617

生活



市・道民税の特別徴収の完全指定および給与支払報告書(総括表)の送付について

事業主は、地方税法の規定により、従業員の個人住民税を特別徴収することが義務づけられています。

●個人住民税の特別徴収とは
所得税の源泉徴収と同様に、従業員の個人住民税を毎月の給与から天引きし、市に納入する制度です。

●対象の事業所について

特別徴収を実施する義務があると思われる事業所には、11月中に総括表を送付します。従業員の給与支払報告書(個人別明細書)とともに提出し、令和4年度からの特別徴収に対応していただくよう準備をお願いします。

また、総括表が届いていない事業所についても、従業員に市・道民税が課税される場合には、原則特別徴収の方法により市・道民税を納めていただくこととなりますので、ご承知おきください。

提出先 令和4年1月1日現在

従業員の住民登録がある市町村
提出期限 令和4年1月31日(月)
関税務課Tel 28―8019

滝川市事業者緊急支援金の申請はお済みですか

まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令により、事業の継続に支障をきたしている事業者の皆さんを支援するため、滝川市の支援金を給付しています。

対象 国の『月次支援金』や北海道の『道特別支援金B』において、令和3年5月または6月を対象月として給付を受けた事業者の方

申請方法 市公式ホームページに掲載されている申請方法(市公式ホームページ↓組織案内↓産業振興課↓滝川市事業者緊急支援金について)をご確認のうえ、必要書類を郵送または窓口にて申請してください。
関産業振興課Tel 28―8030

国税に関する申告・面接相談は「事前予約」が必要です

税務署では、納税者の皆さんにお待ちいただくことなくスムーズに申告や面接相談ができるよう、「事前予約制」を実施しています。

申告・面接相談を希望する方は、電話で相談日時を予約して

ください。

※予約状況により、相談日時は希望に添えない場合があります。

関滝川税務署Tel 22―2191

税を考える週間

11月11日(木)～17日(水)は「税を考える週間」です。市民の皆さんに税の意義や役割についての理解を深めてもらうため、税の無料相談会を実施します。

●税の無料相談会
日時 11月17日(水) 10時～12時、13時～15時
場所 市役所2階 図書館口ビル

相談員 市内税理士
対象税目 所得税、相続税、贈与税

●電話による無料相談
日時 11月11日(木) 10時～15時
相談先 市内各税理士事務所
※詳しくはお問い合わせください。

関滝川税務署Tel 22―2191

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの気づきによって大切な命が守られます。虐待かもしれないと思ったらすぐにお電話ください。

○いつも子どもの泣き声がする。

犬とみなし、捕獲されることがあります。

放し飼いをしないことは、飼い主の基本ルールです。

○犬のふんは、持ち帰りましょう

散歩時の犬のふんを持ち帰ることは、飼い主としての最低限のマナーです。

○飼育場所を清潔にしましょう
近所に不快感を与えないように、また犬の健康のため、飼育場所は、常に清潔にしましょう。

○犬に無駄吠えをさせないようにしましょう

犬の無駄吠えは、近所迷惑となります。吠える原因となるものを除き、愛情をもって根気よくしつけることが大切です。

関くらし支援課Tel 28―8013

犬の飼い方のルールとマナーについて



飼い主は、正しい犬の飼い方を守り、他の人に迷惑をかけないようにしましょう。

○犬の放し飼いは、やめましょう

犬の放し飼いは、「滝川市畜犬取締り及び野犬掃討条例」により禁止されています。

敷地外に放たれないよう対策するのはもちろんのこと、道路や公園、河川敷などで散歩させるときは、必ずリードを使用し、他人の迷惑にならないようにする必要があります。

自分の犬は、「人に危害を与えない」「逃げない」というのは理由になりません。放れた犬は野



マイナンバーカード申請のお手伝いをします

「マイナンバーカードを作り

○不自然な傷が多い子どもがいる。

○服装が季節や体に合っていない子どもがいる。

○夜遅くまで外にいて、帰りがらない子どもがいる。

○小さな子どもを置いて頻繁に外出している。 など

※通報者のプライバシーは法律で保護されます。匿名での通報も可能です。虐待でなかったとしても責任を問われることはありません。

通報先 こども家庭相談室、岩見沢児童相談所(Tel 0126―22―1119)、児童相談所虐待対応ダイヤル(Tel 189)、緊急の場合は滝川警察署(Tel 24―0110)

関こども家庭相談室Tel 23―5217

「ねんきん月間」および「年金の日」

日本年金機構では、公的年金制度に対する理解を深めていただくために、毎年11月を「ねんきん月間」とし、11月30日を「年金の日」としています。

●年金に関するご相談

ご自身の年金記録や受給見込み額について相談を希望する方は砂川年金事務所(予約受付専用電話0570―05―

たいけど申請方法がわからない」「写真を用意するのが難しい」という方のために、職員が顔写真を無料で撮影して、カード申請のお手伝いをします。

マイナンバーカードの申請が簡単にできますので、ぜひご利用ください。

場所 市民課マイナンバーカード交付円滑化推進室(市役所1階)14番窓口・江部乙支所
持ち物 必須 運転免許証などの本人確認書類
お持ちの方は 申請書(以前送付されたもの)、通知カード、住民基本台帳カード

※申請は本人のみとなります(代理申請はできません)。
※カードは後日(約1か月後)郵送します。

※休日・夜間でも申請できる日があります。詳しくはお問い合わせください。

●お買い物ついでにマイナンバーカード
お買い物ついでに、マイナンバーカードが申請できます。まだお持ちでない方は、ぜひこの機会に作りましょう。

日時 11月9日(火) 10時～15時
場所 イオン滝川店
関市民課マイナンバーカード交付円滑化推進室Tel 28―8014

4890)に予約のうえ、ご相談ください。

※相談希望日の1か月前から前日まで受け付けます。また、相談の際は年金手帳をご用意ください。

●国民年金について学ぶための動画を視聴できます

日本年金機構ホームページ↓年金の制度・手続き↓「年金について学ぼう」に掲載しています。
関保険医療課Tel 28―8016

女性の人権ホットライン 強化週間

11月12日(金)から18日(木)までは、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

「女性の人権ホットライン」は、女性を巡るさまざまな人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。期間中は受付時間を延長して対応し、解決に導きます。

全国共通ナビダイヤル 0570―070―810

強化週間中の受付時間 平日 8時30分～19時、土・日曜日 10時～17時

通常受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

関札幌法務局滝川支局Tel 23―330